

農林水産事業の取扱い(その 2)について

農林水産事業の取扱い(その 2)について、次のとおり提出する。

平成 1 6 年 4 月 8 日提出

大野郡 5 町 2 村合併協議会
会 長 芦 刈 幸 雄

農林水産事業の取扱い(その 2)について

- 1 一般農政関係事業の取扱いについて
 - (1) 各種振興計画については、新市において速やかに策定する。
 - (2) 認定農業者は、新市に引き継ぐ。ただし、認定基準及び関係事業については、合併までに調整する。
 - (3) 国の生産調整対策及び町村単独事業については、地域間で不均衡を生じないように合併までに調整する。
 - (4) 作物関係事業については、新市においても産地化が図れるよう推進し、事業内容については、合併までに調整する。
 - (5) その他の事業については、合併までに調整する。
- 2 農業土木関係事業の取扱いについて
 - (1) 農地・農業用施設整備事業、耕地災害復旧事業及び農道愛護事業については、合併までに調整する。
 - (2) かんがい排水関係事業、農地等高度利用促進事業及び新農業水利システム保全対策事業については新市に引き継ぎ、事業内容については合併までに調整する。
 - (3) 農業土木積算システム運用支援業務委託事業、農道台帳管理費負担金、大分県土地改良連合会事業費賦課金及び農業土木関係事業償還金については、新市に引き継ぐ。
 - (4) 分担金については、合併までに調整する。
- 3 農林業公社の取扱いについて
 - (1) 農業公社、農林業公社及び地域振興公社については、出資金・財産等を新市に引き継ぐ。
 - (2) 管理運営については、運営補助金及び経営改善等を含め、新市において調整する。

平成 1 6 年 4 月 2 2 日確認

大野郡 5 町 2 村合併協議会